

【概要版】



# 第三次 宜野湾市教育振興基本計画

令和8年度～令和12年度（5年間）



～誰一人取り残さない教育を目指して～

令和8年3月  
宜野湾市教育委員会

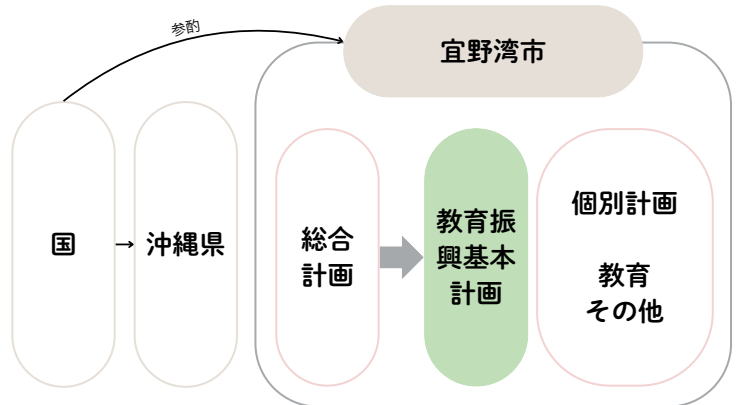
## 計画策定の趣旨

宜野湾市教育委員会は、国や県の状況、「第二次宜野湾市教育振興基本計画」（令和3年度～令和7年度）の成果や課題を踏まえながら、中期的視点に立った本市の教育が目指すべき方向性と今後5年間に取り組む施策について示した「第三次宜野湾市教育振興基本計画」を策定しました。

## 計画の位置づけ

教育基本法第17条第2項の規定に基づき国や県の教育振興基本計画を踏まえつつ、第五次宜野湾市総合計画を上位計画として、宜野湾市の教育の振興に関する基本的な方向や講ずべき施策を体系的に示すものです。

※第三次宜野湾市教育大綱は、本計画の第3章の総論をもって代えることが、令和7年度宜野湾市総合教育会議において決定しました。



## 計画の基本理念

# 学び合い、未来を切り拓く人材の育成

第三次宜野湾市教育振興基本計画では、「第二次宜野湾市教育振興基本計画」に引き続き、「自立」「協働」「創造」を基軸にしながら、持続可能な社会を維持・発展させていくための教育施策を推進し、市民一人一人が幸せや豊かさを感じられるウェルビーイングの実現を目指します。

## 計画の基本方向

1

生きる力を育む  
“ひとづくり”

子どもたちを中心に据え、多様化する教育ニーズに対応しながら主体的な学びを支援します。変化の激しい社会の中で、課題に向き合い、自ら考え、夢や目標に向かって力強く生きていくことができるよう教育環境の整備を進めます。

そして、子どもたちが「未来を担う人間力」を身につけ、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育む“ひとづくり”を目指します。

2

子どもに関わる人たちが活動をとおしてつながる  
“学校づくり”

教育DX等を活用し、子どもたちが主体的に学び、課題解決や価値創造に取り組むことができる力を育みます。また、保護者や地域の理解と協力を得ながら、学校に関わる人々が連携・協働し、子どもたちの学びと成長を支える教育環境の充実を図ります。

さらに、教師が専門職として力を発揮し成長し続けることができる環境を整えるとともに、学校と地域が相互に支え合う地域とともにある“学校づくり”を目指します。

3

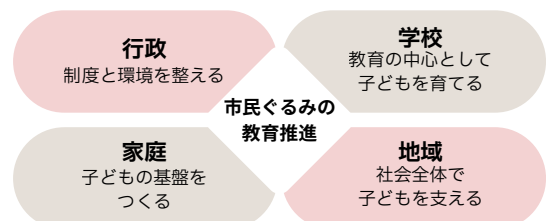
地域が学びをとおしてつながる  
“まちづくり”

市民それぞれがウェルビーイングの実現に向け、市民が地域社会とつながるための多様な社会参加の機会を創りだします。また、活動をとおした人材育成を推進し、地域へ還元していく仕組みづくりに取り組みます。全世代が地域を知り、つながり、共に行動することで、未来へつなぐ“まちづくり”を目指します。

本計画では「学び」と「つながり」を視点に各施策を推進していきます。

## 宜野湾市の教育を市民みんなで推進していくために

計画の効率的な推進にあたっては、市（行政）・学校・家庭・地域・社会教育関係団体等、教育に携わる様々な方が、連携・協力しながら市民ぐるみで取り組むことが不可欠です。そのため、それぞれの役割を踏まえつつ、全員で推進することが重要です。



理念

基本方向

基本目標

基本施策

学び合い、未来を切り拓く人材の育成

生きる力を育む  
“ひとづくり”

1. 確かな学力の育成

- ① 幼児教育の充実
- ② わかる授業の構築
- ③ 外国語教育を含めた国際理解教育の充実
- ④ キャリア教育の充実
- ⑤ 読書活動の充実

2. 豊かな心・  
健やかな体の育成

- ⑥ 人権教育の推進
- ⑦ 道徳教育の充実
- ⑧ 健やかな体づくりの推進
- ⑨ 食育の推進

3. 多様な教育的  
ニーズへの対応

- ⑩ 特別支援教育の充実
- ⑪ 教育相談・支援体制の充実

4. 地域と連携した  
教育活動の充実

- ⑫ 学校・家庭・地域の連携とコミュニティ・スクールの推進
- ⑬ 部活動の地域展開の推進
- ⑭ 青少年支援ネットワーク体制の充実

子どもに関わる  
人たちが活動と  
おしてつながる  
“学校づくり”

5. 教職員の指導力  
の向上

- ⑮ キャリアステージに応じた教師の資質向上
- ⑯ 大学との連携の充実
- ⑰ ICTを活用した授業力の向上
- ⑱ 教育指導の質の改善サイクルの確立

6. 教育環境の充実

- ⑲ 学校のICT化の推進
- ⑳ 学校等施設・設備の充実
- ㉑ 子どもの安全・安心の確保
- ㉒ 教職員の労働環境の充実

地域が学びを  
とおしてつながる  
“まちづくり”

7. 生涯をととした  
学びの推進

- ㉓ 多様な学びを支える環境の充実
- ㉔ 読書活動の推進
- ㉕ 学習成果を地域活動につなぐ仕組みづくり
- ㉖ 芸術文化活動の推進

8. 郷土を学びつなぐ  
環境の充実

- ㉗ 歴史や文化を活かしたまちづくりの推進
- ㉘ 博物館を拠点とした歴史及び文化の保存活用の充実
- ㉙ 文化関係団体等への活動支援と人材育成
- ㉚ 市史の刊行と市史を活用した郷土学習の推進



## 第三次宜野湾市教育振興基本計画（概要版）

令和8年3月発刊

発行：宜野湾市教育委員会 教育総務課  
住所 〒901-2203 宜野湾市字野嵩730番地  
TEL 098-892-8280 FAX 098-892-0116  
H P <https://www.city.ginowan.lg.jp>